

公益社団法人 愛知県診療放射線技師会 諸規定

組織運営規定

平成元年8月1日制定
平成4年3月28日改定
平成6年1月25日改定
平成7年4月18日改定
平成8年4月16日改定
平成17年3月20日改定
平成18年3月12日改定
平成24年5月23日改定
平成25年4月1日改定
令和元年7月17日改定
令和2年4月1日改定
令和2年10月19日改定
令和3年7月13日改定
令和3年10月28日改定
令和5年4月1日改定
令和6年7月1日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人愛知県診療放射線技師会の組織及び運営は、定款によるほかこの規定の定めるところによる。

第2章 役 員

(役員を選任)

第2条 本会の役員を選任については、別に定める役員選出規定による。

第3章 常務理事会及び理事会並びに委員会

(常務理事会)

第3条 本会は、常務執行機関として常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長、副会長、常務理事をもって構成する。ただし、必要に応じ常務理事会以外の会員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 常務理事会は、会長が招集する。
- 4 常務理事会は、定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(理事会)

第4条 本会は、会務の執行機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。ただし、必要に応じ理事会以外の会員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 理事会は定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(役員選挙管理委員会)

第5条 役員選挙管理委員会は、定款23条の役員候補者の選任にあたり、総会に報告する。

2 任務、構成及び運営については、役員選出規定に定める。

(専門委員会)

第6条 本会に専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。

3 専門委員会の定数は、理事会で定める。

4 委員は、会長が委嘱し、委員長は原則として委員の互選とする。

5 専門委員会は、会長が招集する。

(女性委員会)

第7条 本会は、女性活躍推進支援のため女性委員会を置く。

2 女性委員会は、(公社)日本診療放射線技師会業務改善推進委員会の一環を担い、女性活躍推進活動と呼応し、女性活躍推進の支援に努めるとともに、診療放射線技師の情報交換を通し、広義で職場環境を整え、働き方改革の推進にも寄与することを目的とする。

3 女性委員会の名称は、「Cherishの会」とする。

4 女性委員会は、委員長(理事)ならびに委員(正会員)をもって構成する。ただし、必要に応じ委員会以外の会員の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 女性委員会は、委員長が招集する。

6 女性委員会は、定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

7 女性委員会委員は、原則各地区より1名程度選出する。

8 女性委員会委員長は、委員を委嘱することが出来る。

9 女性委員会は、講演会等を年2回程度開催する。

第4章 部と運営

(部)

第8条 本会には、次の部をおく。

(1)総務部 (2)会計部 (3)組織調査部 (4)学術部 (5)広報部

(総務部)

第9条 総務部において、次の事務を司る。

(1) 定款、諸規定に関すること。

(2) 会員名簿に関すること。

(3) 会務の報告に関すること。

(4) 文書の收受及び発行に関すること。

(5) 会議及び議事録に関すること。

(6) 公益社団法人日本診療放射線技師会との関係事務に関すること。

(7) 関係文書、公印及び物品の保安全管理に関すること。

(8) その他各部の主管に属さないこと。

(会計部)

第10条 会計部においては、次の事務を司る。

(1) 会計簿の作成及び保全に関すること。

(2) 現金の保管、出納に関すること。

- (3) 財政の確立に関する事。
- (4) 年度収支予算の編成に関する事。
- (5) 収支決算書の作成に関する事。
- (6) 資産に関する事。
- (7) 公益社団法人日本診療放射線技師会との会計事務に関する事。
- (8) その他会計に関する事。

(組織調査部)

第11条 組織調査部においては、次の事務を司る。

- (1) 会の事業についての調査に関する事。
- (2) 教育、研修に関する事。
- (3) 待遇改善に関する事。
- (4) 関係法規に関する事。
- (5) 地区活動に関する事。
- (6) 福利厚生に関する事。
- (7) 表彰事項に関する事。
- (8) その他組織強化に関する事。

(学術部)

第12条 学術部においては、次の事務を司る。

- (1) 診療放射線学及び診療放射線技術の向上発達に関する事。
- (2) 技術講習会、研修会及び学術の交流、学会等に関する事。
- (3) その他学術に関する事。

(広報部)

第13条 広報部においては、次に事務を司る。

- (1) 会の啓発普及に関する事。
- (2) 会誌の編集、発行に関する事。
- (3) その他広報に関する事。

(副会長)

第14条 副会長は、会長を補佐し、各部を総務部・会計部の事務部門と組織調査部・学術部・広報部の業務部門とに分け、それぞれの大綱を把握する。

(事務局)

第15条 総務部長は総務部を、会計部長は会計部を統括するとともに、会の運営について常時会長を補佐する。

(常務理事)

第16条 常務理事は、各部の部長として常務を担当し、その業務を遂行する。

2 前項の部長は、必要に応じ理事会の承認を得て正会員の中から部員を選任し、会長が委嘱する。

(理事)

第17条 理事は、定款第25条1項の業務を遂行し、所属地区会員と連絡を密にする。

(事業の運営)

第18条 各部ならびに各委員会は、事業の運営について協議し過年度経過報告並びに新年度事業計画及び予算について会長に報告する。

- 2 会長は、総会で承認された収支予算に基づいて活動費を各部ならびに各委員会に交付することができる。
- 3 各部ならびに各委員会は、活動費の収支を明確にし必要に応じて監査を受けなければならない。
- 4 各部ならびに各委員会は、会務及び執行状況を会員に報告する。

第5章 地区活動

(地区の区分)

第19条 本会は、次のとおり地区を区分する。

- 名古屋東地区 昭和区、瑞穂区、天白区
- 名古屋西地区 北区、西区、中村区、中川区
- 名古屋南地区 熱田区、港区、南区、緑区
豊明市
- 名古屋北地区 千種区、東区、守山区、
名東区、中区
- 東三地区 豊橋市、豊川市、蒲郡市
新城市、田原市、北設楽郡
- 西三地区 安城市、刈谷市、豊田市、
知立市、岡崎市、西尾市、
碧南市、高浜市、額田郡、
みよし市
- 知多地区 半田市、大府市、常滑市、
東海市、知多市、知多郡
- 尾東地区 瀬戸市、小牧市、春日井市
尾張旭市、日進市、愛知郡
長久手市
- 尾西地区 稲沢市、江南市、一宮市、
津島市、犬山市、清須市、
愛西市、岩倉市、弥富市、
北名古屋市、西春日井郡、
海部郡、丹羽郡、あま市

(正会員の所属)

第20条 正会員は、原則として勤務施設のある地区に所属するものとする。ただし、地区に勤務施設を有しない会員は現住所とする。

(地区幹事)

第21条 本会の運営を円滑にするため各地区幹事1名を置く。

- 2 前項の地区幹事は、各地区で選任し、定時総会後10日以内に所属する地区の理事を経て、会長へ届け出る。
- 3 地区幹事は、入会促進、会費の納入及び諸通信連絡の円滑を図るものとする。

(助成金)

第22条 前年度会費完納会員1名につき、地区助成金として300円を毎年度支給する。

第6章 会費

(入会金及び会費)

第23条 定款第7条による入会金及び年度会費は次のとおりとする。

正会員

- (1) 公益社団法人愛知県診療放射線技師会
入会金 5,000円
- (2) 公益社団法人愛知県診療放射線技師会
会費 6,000円

賛助会員

- (1) 公益社団法人愛知県診療放射線技師会
会費は1口30,000円とし、1口以上とする。

- 2 前項の入会金及び会費の変更は、定時総会で決定された金額とする。
- 3 正会員の会費と賛助会員の会費の納入は公益社団法人愛知県診療放射線技師会へ納入する。
- 4 正会員の会費納入期限は、当該年度の9月30日までとする。
- 5 賛助会員は研修会、セミナー及び学術大会等に参加することができる。また本会の活動に関する情報を供与する。
- 6 第1項の会費額は年度途中での入会もしくは退会時での減額はしない。
- 7 既納の会費は、過払い及び二重払いの場合を除き返還しない。

(会費の免除)

第24条 会員で療養のため1年以上離職した者は会費の免除扱いを受けることができる。

- 2 転入会員のうち転出先の所属技師会において当該年度の会費を納入した会員においては当該年度における公益社団法人愛知県診療放射線技師会の会費を免除する。
- 3 会員が出産に伴い休職する場合は、証明書を付した申請により、翌年度の会費免除の取り扱いを受けることができる。なお、配偶者の出産に伴う休職は除く。
- 4 会員が育児に伴い休職する場合は、事業主が発行する休業証明書を付した申請により、休業期間が同一年度内に90日を超える場合は翌年度の会費免除の取り扱いを受けることができる。また前項と併せて最長2年度にわたって会費免除の取扱いを受けることができる。なお、休業期間が90日以下の場合には免除を認めない。また休業期間が複数年度の場合は、それぞれの年度で90日を超えない場合は免除を認めない。
- 5 介護等の事情により休職している場合は、事業主が発行する休業証明書を付した申請により、休業期間が通算90日を超える場合は翌年度の会費免除の取り扱いを受けることができる。なお、休業期間が通算90日以下の場合には免除を認めない。
- 6 海外勤務、災害等の事情を有する場合は、会費の免除扱いを受けることができる。
- 7 会員が大学院に進学した場合は所定の手続きをすることにより、その在学期間に限り減免の取り扱いを受けることができる。減免により、年度会費5,000円とする。
- 8 会員のうち、当該年度に65歳に達する者は、減免の取り扱いを受けることができる。減免により、以降の年度会費を2,000円とする。

第25条 前条第1項3項4項5項6項7項に基づき会費免除の取扱いを受けようとする者は、本会指定の申請書ならびに同事由にて公益社団法人日本診療放射線技師会に申請する関係書類の写しを本会に申請するものとする。

- 2 免除の申請期限は、申請理由が生じた日より1年以内とし、過去にさかのぼっての申請は認めない。
- 3 会費免除開始の時期は、申請が許可された翌年度分からの適用を原則とするが、申請理由によっては当該年度の会費から免除する事を認めることができる。その場合、当該年度の9月30日までに申請された場合に限る。
- 4 会費請求確定後の免除申請については、原則翌々年度を免除する。

第26条 第24条第1項4項による会費の免除は2年を超えないものとする。

- 2 第24条第5項6項による免除期間は、1年を基準として更新することができる。
- 3 災害等による被災の免除期間は、公益社団法人日本診療放射線技師会会費等納入に関する細則に準ずる。

第27条 公益社団法人日本診療放射線技師会の50年勤続表彰を受けた会員は、翌年度以降の公益社団法人愛知県診療放射線技師会の会費を終身にわたって免除されるものとする。

(入会金の免除)

第28条 診療放射線技師籍に登録した日から翌年の3月31日までの入会者は入会金を免除する。

- 2 転入会員は入会金を免除する。

(会費支払義務を履行しない場合の処置)

第29条 2年会費を納入しない場合、会員資格を喪失する。資格喪失の日は、本会が定める日とする。

- 2 退会までの未納会費は、本会への債務として残存する。

第7章 慶 弔

(慶弔)

第30条 会員が死亡した場合は、次のものをおくることとする。

弔慰金 10,000円

供花 一對

ただし、前年度会費完納者に限る。

第31条 前条に定めるもののほか必要なものが発生した場合は、会長が理事会に諮り定める。

第8章 雑 則

(規定の変更)

第32条 この規定は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附 則

1. この規定は、この法人の設立許可のあった日（平成元年8月1日）から施行する。
2. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
3. この規定は、平成4年4月1日から施行する。
4. この規定は、平成6年4月1日から施行する。
5. この規定は、平成7年4月1日から施行する。
6. この規定は、平成8年4月17日から施行する。
7. この規定は、平成17年4月1日から施行する。
8. この規定は、平成18年4月1日から施行する。
9. この規定は、平成24年6月1日から施行する。
10. この規定は、平成25年4月1日から施行する。
11. この規定は、令和元年7月17日から施行する。
12. この規定は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第24条第6項については、令和3年4月1日から施行する。
13. この規定は、令和2年10月19日から施行する。
14. この規定は、令和3年7月13日から施行する。
15. この規定は、令和3年10月28日から施行する。

16. この規定は、令和5年4月1日から施行する。
17. この規定は、令和6年7月1日から施行する。

総会運営規定

平成元年8月1日制定
平成25年4月1日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人愛知県診療放射線技師会の総会は、定款及びこの規定により総会を民主的かつ能率的に運営することを目的とする。

(権利等)

第2条 正会員・名誉会員は、この規定に基づいて動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保証される。ただし、定款に規定あるものはそれによる。

(義務)

第3条 会員は議長の統制に服し、その許可を得て発言する。

2 会員は開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとする時は議長の許可を必要とする。

第2章 総会運営委員会

(設置)

第4条 総会を民主的かつ能率的に運営するため、総会運営委員会を設ける。

(構成)

第5条 総会運営委員会は、理事2名と正会員3名をもって構成する。

(委員長)

第6条 総会運営委員会は、互選により委員長を選任する。

2 委員長は、総会運営委員会の審議の結果を総会に報告する。

(任務)

第7条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会に諮り、その承認を得て実施する。

- (1) 定款第12条第1項及び第20条の資格審査に関する事項
- (2) 定款第18条による確認と報告
- (3) 定款第16条による議長の選任手続
- (4) 議事日程の割り振りと進行
- (5) 提案及び動議の受付並びに処置
- (6) 会場配布文書の取り扱い
- (7) 議場混乱のときの収拾
- (8) その他、総会運営について必要な事項

第3章 議長及び議事

(議長)

第8条 議長は、定款第18条により定足数を 確認の後、総会の成立を宣言する。ただし、出席者が定足数に満たないときは、休息又は散会或いは延会を宣言する。

- 2 議長は、総会を総括して議場の秩序を保持し、議事の整理を行う。
- 3 議長は、総会議事録作成のために、書記2名の指名を行う。
- 4 議長は、議案を議題とするときは、その旨を宣言する。

(書記)

第9条 書記は、総会事務を処理し、会議の議事録を作成しなければならない。

(審議の原則)

第10条 議事は、原則として1件ずつ審議される。

(公開の原則)

第11条 議事は、原則として公開される。

(発言者)

第12条 発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けたときは、発言に先立ち、所属地区(又は施設名)、氏名を明確にし、発言終了後その要旨を書面で提出しなければならない。

(議案の提出及び動議)

第13条 総会に議案を提出する場合は、その事由と要旨を必要部数印刷し、総会の2日前までに会長に送付する。

2 予算を伴う議案については、必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

3 緊急の事情による動議の発議は20名の賛同者を必要とする。

第4章 採 決

(採決の宣言)

第14条 議長は、採決しようとする議案の内容と方法を明確に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

2 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言をいっさい認めない。

(表決の方法)

第15条 表決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、議長はその方法を会議に諮って採決する。

(採決の順序)

第16条 採決の順序は、原則として審議案に対する否決、修正、賛成の順序で行う。

(採決の宣言)

第17条 採決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

第5章 諸 事

(議事録)

第18条 定款第21条の規定により、議長は出席理事とともに、議事録に署名し総会終了後20日以内に会長に提出しなければならない。

(規律違反)

第19条 この規定に違反又は議長の注意に従わない者は、発言の停止或いは退場させることができる。

第6章 雑 則

(規定の変更)

第20条 この規定は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附 則

1. この規程は、この法人の設立許可のあった日（平成元年8月1日）から施行する。
2. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
3. この規定は、平成25年4月1日から施行する。

会計規定

平成元年8月1日制定
平成4年3月28日改定
平成25年4月1日改定
平成30年12月17日改定
令和4年7月6日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人愛知県診療放射線技師会定款第38条の規定に基づき、本会の収支の状況、財産の状態を明らかにし、適正な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本会の会計は、法令、定款及びこの規定の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第7条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳（又は会計伝票）

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は、別に定める。

(会計責任者)

第8条 会計責任者は、会計部長とする。

(帳簿書類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 予算決算書類 永久

(2) 会計帳簿、伝票 10年

(3) 証拠書類 5年

(4) その他の会計書類 5年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は、会計責任者の承認を受けて

行うものとする。

第3章 予算

(目的)

第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算編成)

第11条 本会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て会長が定める。

2 前項の事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。

(予算の執行者)

第12条 予算の執行者は、会長とする。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することが出来る。

(予算の流用)

第14条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めるときは、中科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第15条 予備費を支出する必要があるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算書を作成し、総会の承認を得て主務官庁に届け出なければならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第17条 この規定において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は、金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、各部の部長とする。

(金銭出納)

第19条 金銭を収納したときは、所定の金融機関に預け入れ、支出に充ててはならない。

2 領収書は、出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

3 支払いは、原則として横線小切手又は銀行振込によることとし、会計責任者の承認を得て行う。

(預金及び公印管理)

第20条 預金の名義人は、会長とする。

2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を得なければならない。

(手元現金)

第21条 出納責任者は、現金支払いに充てるため、必要最小限の手元現金を置くことができる。

(残高照合)

第22条 出納責任者は、その都度現金残高を出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、原則として月に1回預貯金通帳の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

4 預貯金については、毎年9月30日及び3月31日現在の残高証明書を入手する。

第5章 固定資産

(定義)

第23条 固定資産とは、耐用年数が1年を超え、かつ取得価額10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産をいう。

(取得価額)

第24条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、移動、棄損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 決算

(計算書類の作成)

第27条 本会は、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書とともに、次の書類を作成し、総会の承認を得て主務官庁に届け出なければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 財産目録

(監査)

第28条 前条の書類は、監事の監査を受けなければならない。

第7章 雑則

(施行細則)

第29条 本規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(規定の変更)

第30条 この規定は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附 則

1. この規程は、この法人の設立許可のあった日（平成元年8月1日）から施行する。
2. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
3. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
4. この規定は、平成25年4月1日から施行する。
5. この規定は、平成30年12月17日から施行する。
6. この規定は、令和4年7月6日から施行する。

役員選出規定

平成元年8月1日制定
平成25年4月1日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人愛知県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第23条に基づく役員を選任について必要事項を定めることを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

(委員会の設置)

第2条 役員を選任するために、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

(委員の選任)

第3条 選挙管理委員会は、各地区正会員のうちから選任し地区別定数は1名とし、委員長は委員の互選とする。

2 選挙管理委員の任期は次の役員選挙終了までとする。

3 ただし、役員及びその選挙の候補者は選挙管理委員になることはできない。

(委員の業務)

第4条 選挙管理委員は次の業務を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 役員候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の告示

(3) 投票及び開票の管理と当選の確認

(4) その他必要な事項

第3章 役員を選出

(告示)

第5条 選挙管理委員会は次の事項を告示する。

(1) 総会開催日（役員選出日）

(2) 総会開催場所

(3) 役員定数

(4) 立候補届出の締切日

(5) その他必要な事項

2 告示は、総会開催日の30日前までに行う。

第4章 役員候補者

(立候補届)

第6条 理事及び監事は、会員からの立候補または推薦とする。ただし、監事については理事経験者とする。

2 第1項の定めにより立候補または推薦しようとする者は理事及び監事候補を選挙管理委員会に届出するものとする。ただし推薦届けの場合は本人の同意を必要とする。

3 同一人による重複立候補はできない。

4 立候補、推薦候補の届出締め切りは告示日から14日間とする。

(立候補・推薦届出書等)

第7条 立候補・推薦届出等に必要届出書並びに様式は、別に定める。

(立候補資格)

- 第8条 理事および監事の立候補資格は10年以上にわたり会費を完納している者に限る。
- 2 定款第3条に定める目的を遂行のための事業及び運営に精通し、諸会議に出席可能な者であること。

第4章 役員の数

(役員の数)

- 第9条 定款第22条に定める定数は、以下の通りとする。
- 1 理事の定数は、20名以上25名以内とする。
 - 2 監事の定数は、2名以内とする。

第5章 役員選出の方法

(選任の方法)

- 第10条 選任は届け出のあった候補者について、総会に出席している会員の挙手または無記名投票により選任決議を行う。
- 2 理事、監事の選任は、それぞれの候補者ごとに挙手または投票する。

(挙手または投票の順序)

- 第11条 挙手または投票は次の順序によって行う。
- (1) 理事 (20名以上25名以内)
 - (2) 監事 (2名以内)

(当選人の決定)

- 第12条 挙手または有効投票数の過半数の信任票をもって当選とする。ただし、過半数得票者が役員の数を超える場合は得票順に定数までのものを当選とする。
- 2 挙手または有効投票数の過半数の信任得票を得るものが役員定数に満たない場合は、当選人が定数に達するまで再投票を行う。
 - 3 定数最下位の者が2名以上のときは、決選投票を行い当選とする。
 - 4 当選理事は、総会が終了するまでに理事会において会長（代表理事）及び副会長を互選し、総会に報告しなければならない。

(無投票当選)

- 第13条 候補者が役員定数を超えないときは無投票で当選者を定めることができる。

第6章 雑則

(改廃)

- 第14条 この規定の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

- 第15条 この規定に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。